

総合規制改革会議資料提出依頼への回答

平成15年11月20日

法 務 省

1. 貴省が現在検討されている「高度人材を受け入れやすくする制度」について、IT技術者に関する資格の相互認証、特区制度の活用以外に具体的にどのようなものがあるのか、お示しいただきたい。

貴省の政策評価実施結果（H14.10.29公表）においても、「情報通信以外の分野についても受入の在り方等について検討していく」としているが、その具体的な検討状況等についてもお示しいただきたい。

（回答）

現段階においては、具体的に想定されるものはないが、第3次出入国管理基本計画策定に向けた議論等の中で検討していくこととしている。

2. 貴省の説明によれば、「永住許可は、個別の状況に応じて総合的に判断するため、実際に永住許可を与えた者の日本における在留年数などの数字は把握していない」とのことであるが、今後の永住許可制度の在り方を考える上で、在留年数のみならず具体的な統計等を把握することは必要ではないかと考えるが、そのような考え方に対する貴省の見解についてお示しいただきたい。

（回答）

第12回アクションプラン実行ワーキンググループ（平成15年10月22日）においても御説明したとおり、出入国管理及び難民認定法第22条第2項に規定されている永住許可要件の一つである「日本国の利益に合すると認められる」という要件について、在留実績及び在留状況を審査の基準としているが、当該基準はあくまで目安であり、これにより許可・不許可が機械的に判断されるものではないことから、在留年数別の統計を把握する必要は必ずしもないものと考えている。また、さらなる具体的な統計は、まさに個々の事例によりケースバイケースであることから、統計として把握することは困難である。

なお、第12回アクションプラン実行ワーキンググループ（平成15年10月22日）開催後、急遽調査したところによると、本年1月から3月の期間における在留資格の変更による永住許可の在留年数別件数は以下のとおりである。

年数	5年以内	10年以内	15年以内	15年超	合計
件数	2,032	4,270	2,981	474	9,757

3. 永住許可を与えるにあたり、永住許可申請を行う本人からの功績等申告ベースのものについて、日本国の利益に合する価値があるものかどうかという判断を、法務省の職員が判断できるという証拠をお示しいただきたい。

また、貴省の説明によれば、「功績等の評価は一般通常的判断で行っている」とのことであるが、その「一般通常的判断で評価できる」ことの具体的な手法について、例示（*）を交えお示しいただきたい。

（*）例えばどういう学者のどういう業績をどうやって専門家の判断と齟齬がないように法務省の職員が直接に判断し得たか。

（回答）

第12回アクションプラン実行ワーキンググループ（平成15年10月22日）においても御説明したとおり、当省においては功績自体の評価を行っているわけではなく、当省の職員が論文等の評価を行うわけではない。

また、具体的な手法については、申請者からの申告に基づき、学術誌への論文の掲載、学会等における発表という客観的な事実に基づいて、社会通念に照らして我が国に対する貢献があるということが出来るかという観点から、その活動の評価を行っているところである。

4. 「10年」「5年」という年数はあくまで目安に過ぎないというのであれば、年数の原則基準よりも、永住許可申請者の功績等の具体的な客観性のある審査方法について公表すべきと考えるが、そのような考え方に対する貴省の見解についてお示しいただきたい。

（回答）

在留実績については、目安とする年数を明示しており、十分に客観的な基準であると考えているが、これを絶対的な基準ではなく目安としているのは、在留実績が足りなくとも個々の事例に応じて「日本国の利益に合すると認められる」功績のある外国人について永住許可できるようにするためである。一方、御提案のように様々な活動を行っている在留外国人の個々の功績等について客観的な審査方法を策定することは困難であるとともに、また、一律の基準は個々の事例に応じた柔軟な判断をかえって困難にすることとなり適当でないとする。

5. 「高度な政治的裁量」と称される権限を行使した具体的な事例について、少なくとも学術分野等について、直近の四半期など一定期間におけるものをお示しいただきたい。許可した事例は無論、不許可とした事例についても具体的にお示しいただきたい。

（回答）

法理論的には、「日本国の利益に合致する」か否かの判断は当然に政治的判断であり、この意味において、この要件の判断が求められる以上、政治的判断を伴わない案件は存在しない。

6. 不法滞在者、不法労働者に対する罰則規定について、我が国の規定と諸外国の規定の比較を具体的にお示しいただきたい。また、不法滞在、不法就労それぞれの人数についての国際比較もお示しいただきたい。

(回答)

諸外国の罰則規定については把握していない。

我が国の不法残留者数は、平成15年1月1日現在、220,552人であり、これに不法入国者を加えた不法滞在者数は約25万人と推計される。各国の不法滞在者数については、別紙のとおりである。

我が国の不法就労者数については、当省としては把握していないが、平成14年に退去強制手続きを執った入管法違反者総数41,935人のうち、不法就労していたことが認められた者は32,364人である。

7. 我が国における「高度人材」の定義と、諸外国の「高度人材」の定義を具体的にお示しいただきたい。また、これら「高度人材」の人数についての国際比較もお示しいただきたい。

(回答)

我が国の出入国管理関係法令において「高度人材」という用語は用いておらず、貴会議が想定する「高度人材」の定義は不明であるが、我が国が専門的・技術的分野として受け入れている外国人に係る在留資格は、出入国管理及び難民認定法別表のうち、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」である。

なお、貴会議が想定する「高度人材」の定義が不明であり、また、各国の制度は様々であるため、御指摘の国際比較は困難である。

国名	不法滞在者数
オーストラリア	不明（2000年における新規不法残留者60,100人）
オーストリア	不明
カナダ	不明
フランス	不明
ドイツ	不明
イタリア	不明
韓国	251,000人（2001年における不法残留者）
スペイン	不明
スイス	不明
イギリス	不明
アメリカ	8,500,000人（2000年）

出典：OECD “Trends in International Migration”（SOPEMI 2002）